

## 個人口座を開設されるお客さまへ

今般、ヤミ金融業者などが預金口座を利用して違法な取り立てや、架空請求を送り付け金融機関の預金口座に振り込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっています。このような事例では、本人確認書類を偽造して開設した口座や第三者から買い取った口座が利用されています。

当金庫では不正利用される可能性のある口座開設を未然に防止するため、下記事項についてお願いをいたしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◆ ご留意事項 ◆

1. お申込みにお応えできず、口座開設をお断りすることがあります。
2. 口座開設をお断りした場合であっても、書類のコピー(写し)はご返却いたしません。
3. 口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただき、解約させていただくこともございます。

1.信用金庫は、営業地域が定められている金融機関です。口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な支店にてお手続きください。

遠隔の店舗をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りする場合がございます。

2.連絡先が携帯電話の場合は、携帯電話に電話し確認させていただくことがあります。

3.必要に応じ、勤務先に在籍等の確認をさせていただくことがあります。

4.ご利用目的をお伺いさせていただきます。当金庫の判断によっては、当金庫職員が訪問のうえ、申込書類等をお預かり後、口座開設となる場合があります。

5.すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

6.非居住者預金口座の新規受付についてはお取扱いできません。

### ◆ 口座開設完了までの流れ ◆

※当日の窓口の混雑状況によって異なりますが、お手続き終了までにお時間がかかる場合がございます。あらかじめ、余裕を持ってご来店ください

### ◆ お持ちいただくもの ◆

1.お届印(朱肉を使用するもの)

※スタンプタイプの簡易印鑑でのお取引はお断りしております。



地元と ともに

コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>



## 2.お取引時確認に必要な書類

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づくお取引時確認のため、以下の確認書類をご用意ください。

## 3.口座開設資金

お預入れいただくお金をご用意ください。

### 《お取引時確認に必要な書類》

確認事項	主な確認書類等 ※原本をご用意ください。	
(1) 氏名 住所 生年月日	下記のいずれかの1 種類 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降交付のもの) ・個人番号カード (マイナンバー) ・旅券(パスポート) ※所持人記載欄に住所の記載のあるもの ・在留カード ・特別永住者証明書等	下記のいずれかの2 種類 ☆各種健康保険証 ☆年金手帳 ☆取引に使用する実印の印鑑登録証明書等 下記の書類は☆の書類とのペアに限ります ◎住民票の写し(記載事項証明書) ◎印鑑登録証明書(上記☆に使用した場合を除く) ※1 発行日が6ヶ月以内のもの ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等 ※ 領収書日付が6ヶ月以内のもの
(2) 職業 取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。 (必要に応じて追加の書類提出を依頼する場合がございます)	

※ お取引に係る書類などをお客さまに郵送し、到着したことを確認することをもってご本人等の確認をさせていただく場合がございます。

※ ご本人以外の方が来店される場合は、上記(1)に加え、ご本人との関係およびご本人のために取引を行っていることをご確認させていただきます。

(例：住民票・委任状・登記事項証明書・審判書等)

※ 個人番号(マイナンバー)の届出にご協力ください。

法令上、口座開設の際には、個人番号(マイナンバー)の届出をご依頼しておりますので、ご協力をお願いします。

(個人番号(マイナンバー)の届出がない場合でも、お手続きは可能です)

ご不明な点は、窓口までお問い合わせください。



地元と ともに

コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>

